

日本認知行動カウンセリング協会「認知行動療法実践看護師」資格認定規定

第1条

本協会「認知行動療法実践看護師」の資格認定は、本規定に基づいて行う。

第2条

資格審査は認知行動療法実践看護師として必要な基礎的知識、技能等について行う。

第3条

資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。

1. 看護師の資格を有しているもの。
2. 本協会の専門会員であり、本協会が主催する認知行動療法専門カウンセラー養成コース（初級・中級・上級）計 90 時間、および認知行動療法実践看護師養成コース（実践・応用）計 60 時間を修了している者。または、両コースすべての講座の受講を確約しており、かつ理事会が受験を認めた者。
3. 申請書類を事務局に提出し、これが認められた者。

第4条

資格認定の審査は原則として年 1 回とし、毎年 2 月 15 日から 2 月 31 日の間に申請を受け付ける。

第5条

資格審査は以下の通りである。

【第一次審査】

- ・筆記(辞書持込み不可)。内容は認知行動療法実践看護師資格に必要な基礎的知識、技能、介入方法等について。
- ・第一次審査に合格した者のみ、第二次審査のため担当指導員が選出される。

【第二次審査】

- ・レポート審査。看護臨床を活かした認知行動療法の実践を行い、ケースレポート(400 字詰め原稿用紙 10 枚程度)を作成する。ケースレポートは、担当指導員の校閲(スーパーバイズ)を一回以上受けたものの内、担当指導員の許可が出たもののみを審査の対象とする。
- ・第二次審査に合格した者は第三次審査へ移ることができる。

【第三次審査】

- ・面接および実技。

なお、第二次審査および第三次審査の審査員は資格認定委員会より三名選出され、内二名以上の挙手をもって合格とする。

第6条

申請書類は以下の通りである。

1. 資格認定審査申請書 1部
2. 専門会員証および看護師免許状の複写 各1部

第7条

審査料に関しては以下の通りである。

1. 資格審査料は 30,000 円、資格登録料は 10,000 円とする。
2. 再審査を希望する者は、再審査料 10,000 円を必要とする。
3. いかなる場合でも、資格審査料および資格登録料、再審査料の返還はしない。

第8条

資格認定に関しては以下の通りである。

1. 認定を受けた者は、本協会認定認知行動療法実践看護師名簿に登録される。
2. 登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は 3 年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。

付則

1. 本規定は平成 22 年 12 月 11 日より発効する。
 - ・平成 24 年 2 月 19 日一部改正
2. 本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする。